

軽自動車税が変わります

地方税法の一部改正により、今年度から新しい税額が適用されます。

●原付・軽自動車二輪・二輪の小型自動車など

(単位：円)

車種	新税額	車種	新税額	
原付一種(50cc以下)	2,000	二輪の小型自動車(250cc以上)	6,000	
原付二種(90cc以下)	2,000	小型特殊	農耕用	2,400
原付二種(125cc以下)	2,400		その他	5,900
軽自動車二輪(250cc未満)	3,600	ミニカー		3,700
ボート・トレーラー	3,600			

●三輪および四輪の軽自動車

(単位：円)

軽自動車	車種	平成27年4月1日以後に新規登録した車両	平成27年3月31日までに新規登録した車両	新規登録から13年を経過した車両【※1】
		三輪	3,900	3,100
四輪	乗用(自家用)	10,800	7,200	12,900
	貨物(自家用)	5,000	4,000	6,000
	乗用(営業用)	6,900	5,500	8,200
	貨物(営業用)	3,800	3,000	4,500

【※1】自動車検査証の「初度検査年月」が平成14年以前の場合、平成28年度から※1の税額が適用されます。

番号 ○○○○○ 自動車検査証 新規登録年月 平成○○年○○月○○日 軽自動車検査協会

(例)

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
	平成 年 月 日	平成 年 月						
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
	人			Kg		cm	cm	cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	種別区分番号
					Kg	Kg		

●軽自動車のグリーン化特例について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録した軽自動車(三輪及び四輪)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、燃費基準などに応じて平成28年度の税率が軽減されます。

●軽自動車税の減免について

身体障害者のかたが通院などに使用する車両の軽自動車税は、障害の程度により減免される場合があります。減免を希望するかたは申請が必要です。

対象	障害者 または 障害者と生計を同一にする家族
申請期間	納税通知書が届いてから5月24日(火)まで
受付場所	役場 税務課(⑦番窓口)
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 減免を申請する車両の自動車検査証 <input type="checkbox"/> 運転者の運転免許証 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(みどりの手帳)、精神障害者保健福祉手帳 のいずれか

※すでに減免を受けているかたで申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。障害者1人につき、二輪・軽自動車・普通自動車のいずれか1台が減免可能です。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461